

鎌倉市観光基本計画策定支援業務委託事業者の選考要領

- 1 委託事業者の選考は、市が設置した「鎌倉市観光基本計画策定支援業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が行うものとする。
- 2 委託事業者の選考は、公募型プロポーザル形式とし、企画提案を求める方式で実施する。
- 3 選定委員会は、参加事業者から提出された書類について、本業務委託に関する見積書の金額が事業費限度額を超過していないことを確認し、問題がないと認めた場合は、選考を実施するものとする。なお、その他の参加資格は、公募型プロポーザル参加届出書兼誓約書（様式4）の提出をもって確認に当てるものとする。
- 4 選定委員会の委員は、参加事業者ごとの提案書及びプレゼンテーションを別紙「第4期鎌倉市観光基本計画策定支援業務委託選定基準評価項目」に記載する項目に対して評価点を算定する。
なお、評価点の目安は次のとおりとする。

| | 5点満点 | 10点満点 | 15点満点 | 20点満点 |
|--------------------|------|-------|--------|--------|
| (1) 優れていると思われるもの | 5点 | 10・9点 | 15～13点 | 20～17点 |
| (2) やや優れていると思われるもの | 4点 | 8・7点 | 12～10点 | 16～13点 |
| (3) 普通と思われるもの | 3点 | 6・5点 | 9～7点 | 12～9点 |
| (4) やや不十分と思われるもの | 2点 | 4・3点 | 6～4点 | 8～5点 |
| (5) 不十分と思われるもの | 1点 | 2・1点 | 3～1点 | 4～1点 |

※ 提案項目が欠落しているなど、評価ができない場合は0点とする。

- 5 本業務委託に関する見積額については、以下のとおり評価点を算定するものとする。

| | |
|--------------|----|
| 事業費限度額の80%未満 | 1点 |
| 80%以上～85%未満 | 5点 |
| 85%以上～90%未満 | 4点 |
| 90%以上～95%未満 | 3点 |
| 95%以上～100% | 2点 |

- 6 選定委員会は、委員ごとの合計評価点を合算した得点の最も高い事業者を本業務の契約予定事業者として決定し、次に得点が高かったものを次点の事業者として決定するものとする。最高得点に同数が出た場合は見積額がより廉価であった事業者を上位とし、さらに見積額が同額であった場合は、委員会の投票で決定する。また、選定に当たっては最低基準を設け、選定委員会の全委員のそれぞれの評価点が、これを満たさない提案を行った事業者とは契約を行わないこととする。最低基準は全ての評価項目に対する配点の合計点の6割にあたる、60点とする。

- 7 参加事業者が1者の場合も選定を行い、最低基準を満たさなかった場合、契約を行わないものとする。